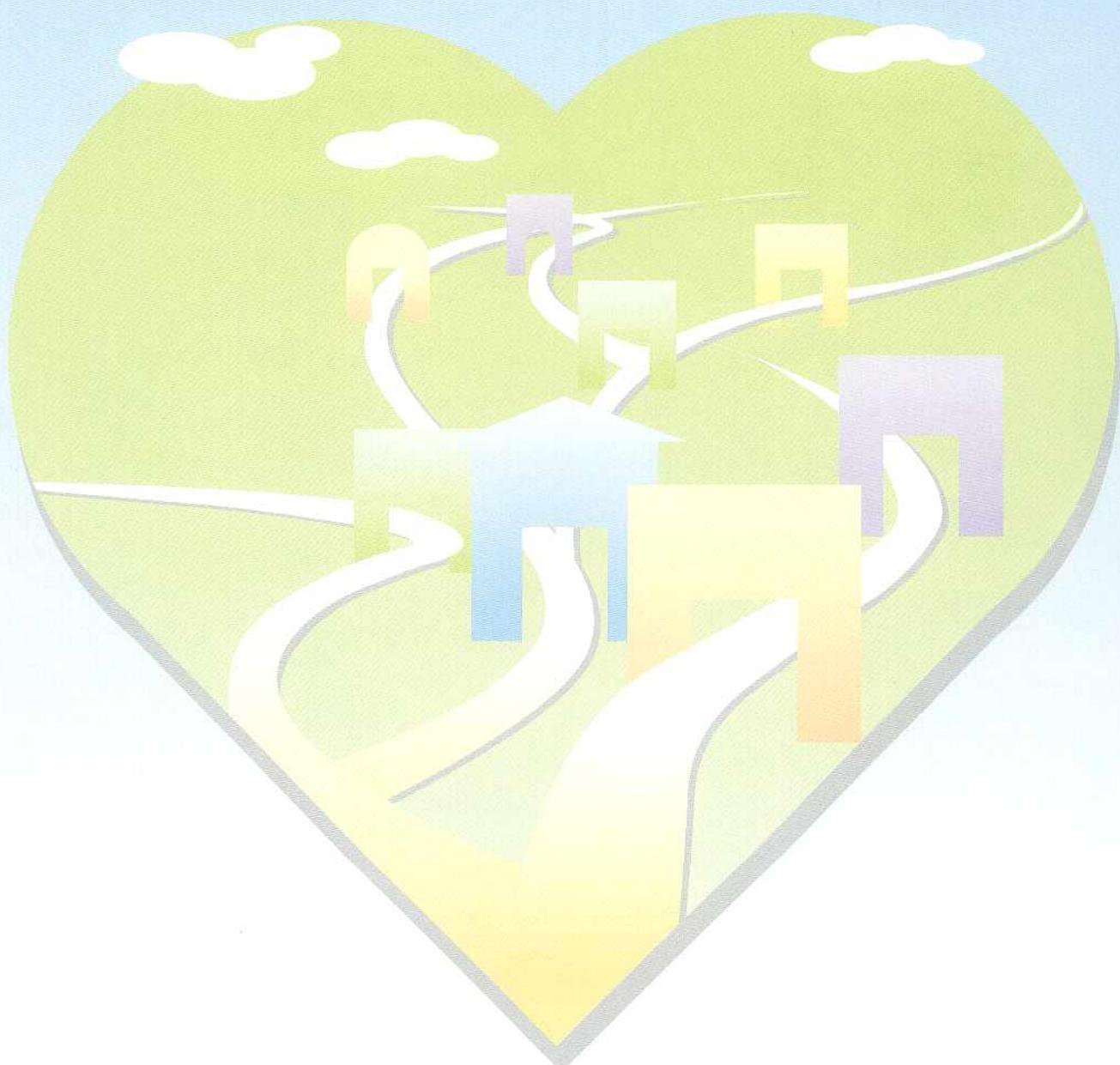


介護支援専門員のための

生活環境づくり

—住宅改修・福祉用具の選定—



石川県リハビリテーションセンター

はじめに

介護保険制度が施行されて、約2年が経過いたしました。

高齢者は、体が不自由になり介護が必要になったとしても、できるだけ人の手を借りずに自立した生活を送りたいと願っています。

介護保険では、要介護高齢者がそれぞれの能力を活かしながら、できるだけ自立した在宅生活を継続することができるよう支援する事が大切です。そんな生活を可能にする生活環境づくりとして住宅改修・福祉用具の導入が介護保険給付の対象となっています。

しかし、介護に携わるスタッフにおいては、住宅改修・福祉用具に対し、正しい理解や評価が十分得られていないのではとの指摘もあり、これらに関する十分な情報の提供が求められています。

当センターでは、こうした声に応えるべく、平成12・13年度の2カ年にわたり介護支援専門員のみなさんを対象に住宅改修や福祉用具に関する研修を行ってきました。

この冊子は、研修内容を基本にケアプランの中で住宅改修・福祉用具を取り入れる際の参考にしていただき、現場でも活用できるようコンパクトにとりまとめたものです。この冊子が、要介護高齢者の在宅における生活環境づくりの一助となり、御活用されることを願っています。

平成14年3月

石川県リハビリテーションセンター

【目 次】

はじめに

1 高齢者的生活環境づくりの考え方	2
1 高齢者の生活環境づくりとは？	2
2 生活環境づくりの位置づけ	2
 2 ケアプランの立案.....	3
1 高齢者は動けたら「したいこと」は何でしょう？	3
2 よりよい生活環境づくりのための支援の流れは？	4
(ア) インテーク	4
(イ) アセスメント	5
(ウ) ニーズの整理	6
(エ) プランの立案	8
(オ) 支援の実施	9
(カ) 結果及び再評価（モニタリング）	9
 3 介護保険における福祉用具と住宅改修.....	10
1 福祉用具貸与	10
2 居宅介護福祉用具購入費	11
3 居宅介護住宅改修費	12
4 介護保険における住宅改修の流れ	13
 4 住宅改修における身体動作別適合について	14
 5 事例	18
事例1 慢性関節リウマチ 要支援	18
事例2 变形性脊椎症 要介護1	20
事例3 パーキンソン病 要介護1	22
事例4 脳梗塞 要介護1	24
 参考1 自立支援型住宅リフォーム推進事業の概要	26
参考2 石川県バリアフリー住宅リフォーム資金融資制度の概要 …	27

1 高齢者の生活環境づくりの考え方

1

高齢者の生活環境づくりとは？

高齢者や障害のある人々が、自分の住む地域で、健康で快適な生活を楽しみ、教育・社会・文化・宗教・経済・政治面において参加し、その人らしい生活・人生を実現することが大切です。

介護保険において、高齢者や障害者が要介護認定を

受けた場合に介護支援専門員は、その人々のそれぞれの能力を活かしながら、住宅改修・福祉用具の導入等により生活環境を整え、自立した在宅生活を送ることができるように支援する役割があります。

2

生活環境づくりの位置づけ

高齢者や障害のある人々がその人らしい生活や人生を実現するためには、主に4つの支援が必要です。その支援が、適切な時期に適切で必要な量と質が提供されることが大切です。

①本人の残存・潜在的能力の見極め

本人の残された能力や隠された能力を最大限に活用できるよう見極め支援し、本人の自立への意欲を高め身体機能を維持・向上させることが必要です。

②生活環境づくり支援（住宅改修・福祉用具の導入）

本人の残存・潜在的能力を最大限に引き出し、まだ不

足する部分について生活の環境を整えることが必要です。

環境を整える時に必要なものの一つが住宅改修・福祉用具等（テクニカルエイド）です。その導入により、本人の自立を助け、家族介護負担が軽減され、本人・家族共に快適な生活ができるようになります。

【例え】

本人が入浴をしたいなどの要求があっても、立ち上がりの足の力が弱く一人で浴槽への出入りが困難な場合、リフトなどの福祉用具を利用し家庭の浴槽に入る方法もあります。

③フォーマルサービス

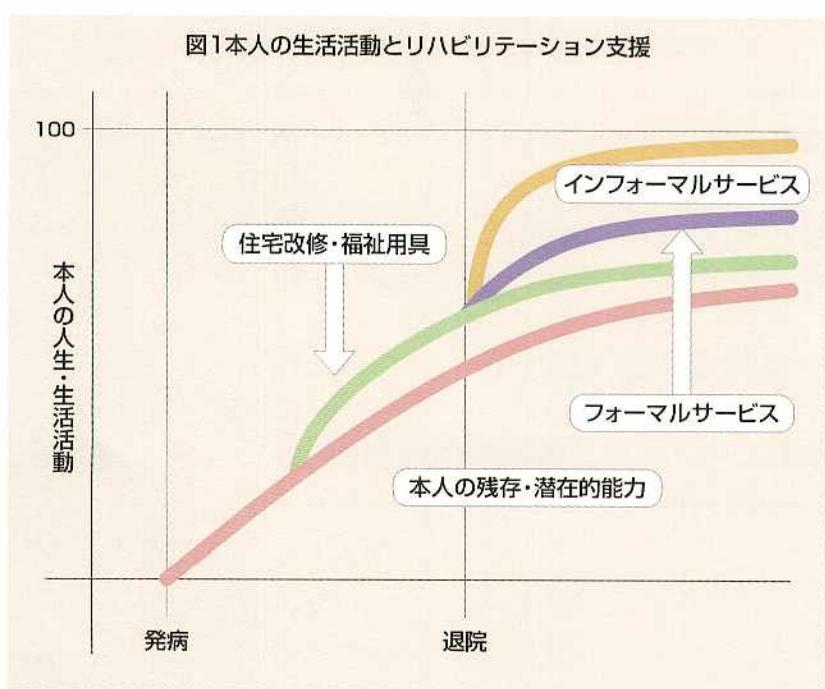
訪問介護、家庭で入浴する訪問入浴、ディサービス等での通所による入浴サービスなど行政等によるフォーマルサービスを利用する。

④インフォーマルサービス

家族・友人や近隣のボランティア等インフォーマルサービスも十分考慮し共に力を借りていくことが大切です。

【例え】

趣味である音楽鑑賞に行きたいという要求がある場合、移送サービス等のフォーマルなサービスを利用する他、インフォーマルサービスも利用し、本人らしい生活を営むことができます。



—ちょっと待って!!!—

1

高齢者は動けたら「したいこと」は何でしょう? 何事も諦めていませんか?

支援している高齢者は、体が不自由になったことで「寝ていなければならぬ。」、「何もできない。」と言う思いをお持ちではないでしょうか。

介護支援専門員は、高齢者やその家族の望み(したいこと)や好みをよく聞き取り、それを勘案しながらケアプランを立案することが必要です。

したいことを諦めていることは、その人らしい生活・人生の実現にはなりません。その人が何をしたいのかをその人自身が考え、またその実現に向けて一つ一つ行動できるようにニーズを把握し、動機づけ、ケアプランを立案しましょう。

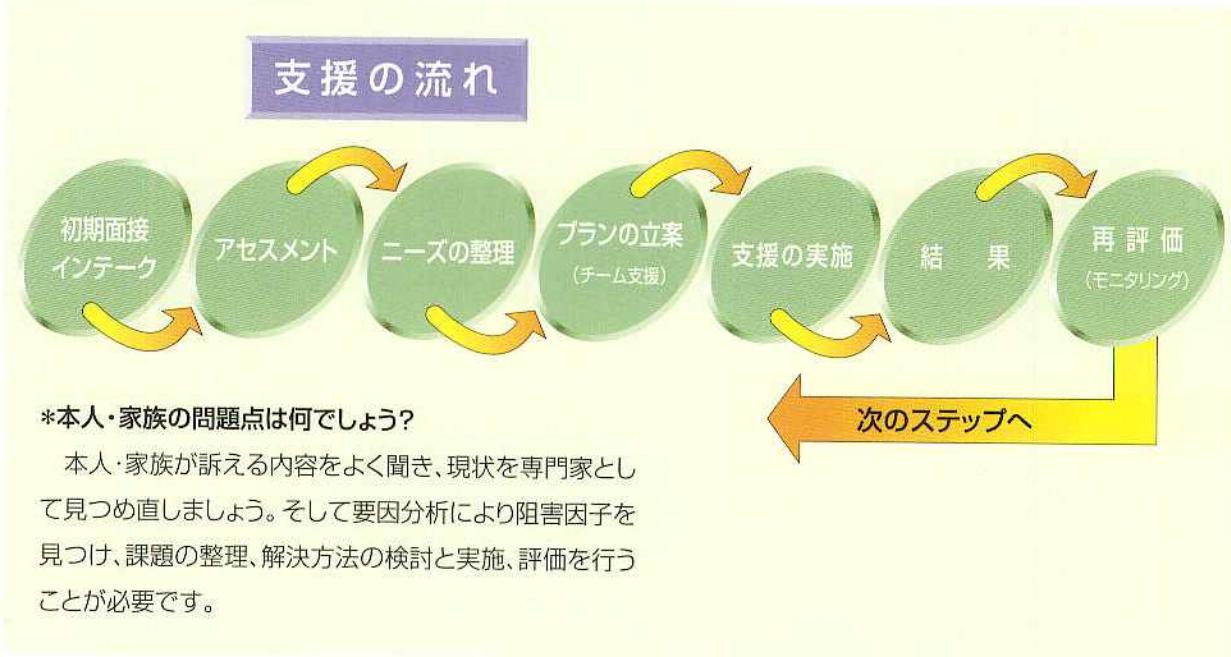


支援によりその人の自立や希望が現実にできれば、意欲が引き出されると共に次への意欲や自信、生活拡大へとつながります。高齢者がどういうことに困っているのか、本人・家族の話を十分に聞きましょう

2 ケアプランの立案

2

よりよい生活環境づくりのための支援の流れは?



(ア) 初期面接(インテーク)

住宅改修の前に最も大切なことは、本人・家族の相談したいことを的確に把握することが必要です。

対象者は何に一番困っていて、どうしたいのか、それについてどう思っているのか、家族はどう思っているのか等それぞれの意見を調整しつつ、そのニーズを明らかにしていくことが大切です。

たとえば、「トイレが大変」と言う相談の中には、

- ①自分一人で出来ない、一人で出来るようになりたいがどうしたらよいかわからない(自立支援方法)
- ②トイレの介助が大変(介護負担軽減)
- ③トイレが和式であるために大変(住宅改修・福祉用具)等

の相談内容が含まれている可能性があります。

それらのどれに最もウエイトが置かれているのか、さらにどこで(どの場面で)いつ、だれが(自分が又は誰か



に助けられて)どうするのかを具体的に確認しましょう。

住宅改修の目的には、①本人が自立するため、②介護者の負担を軽減するため、③転倒骨折等予防のための環境づくりが考えられます。

相談内容を確認の上、何のために住宅改修をするのかその目的も合わせて明らかにしましょう。

また、対象者の思いを十分聞くことは、今後の支援を継続させ信頼関係を築くために大切です。

(イ) アセスメント

本人・家族の相談内容や目的を確認した後、テクニカルエイド相談票(別紙例示)を利用し、基礎的な情報や家屋・身体状況等詳細な情報収集をして全体像をつかみましょう。

①家族構成

住宅は、本人の家だけではなく家族の家でもあるので、同居している家族の同意も必要です。介護者の介護能力と負担の程度も確認が必要です。

また、小さな子供がいる家では、手すりの高さが80cm程度であると頭を打ちやすい高さになることもあります。構成員を把握した上で、検討することが大切です。

改修における責任者(キーパーソン)の確認も必要です。

②身体状況

まず、疾患の把握をします。疾患によってもその特徴により改修方法が変わります。例えば、慢性関節リウマチの方であれば、手すりは丸い形状のものより、手首から前腕にかけて手すりに沿わせるような平型のものがよい

ことがあります。さらに、進行性の疾患であれば、予後を見越した上で、いつ、どの時期に、どのような改修をするのかを計画的に考えることが必要でしょう。

医療関係者からの情報も積極的に収集しましょう。

③生活スタイル・リズム

本人の主な生活の場と日中動く動線と夜間動く動線(例えば 居間→食堂、居間→トイレ等)を把握する必要があります。またさらにその頻度も把握しましょう。

④家屋の状況

家屋の状況では、大まかな見取り図と生活状況が必要です。また、本人の身体の動き方を直接により確認しましょう。特にどの箇所で不便を感じているのかを具体的に聞きましょう。

また、持ち家・借家なのか、一戸建て・集合住宅なのか等の確認も必要です。それにより改修内容や場所に制限がある場合があります。

改修において、釘を打ちたくないものや壊されたくないものなどがないかの確認も必要です。

【家屋構造の調べ方】

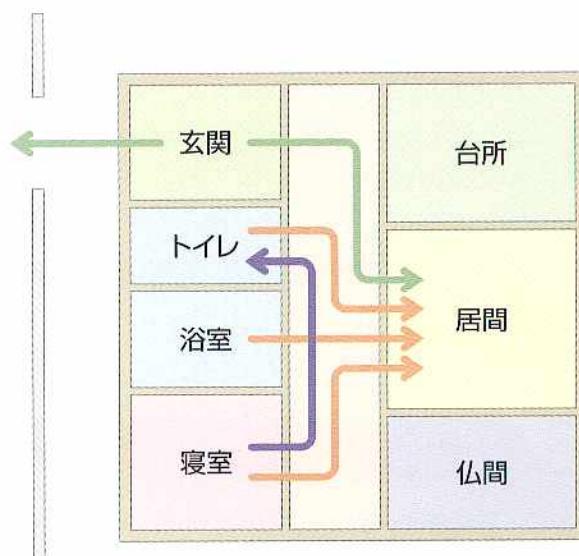
家屋構造を調べたときには、図に示すように主に本人が家の中を動く動線を書き込みましょう。

特に、夜間の動線は昼間と異なることもあります。転倒骨折の危険も大きいことから、照明も含めた確認が必要です。本人の動線に従い、家屋をチェックする事が大切です。

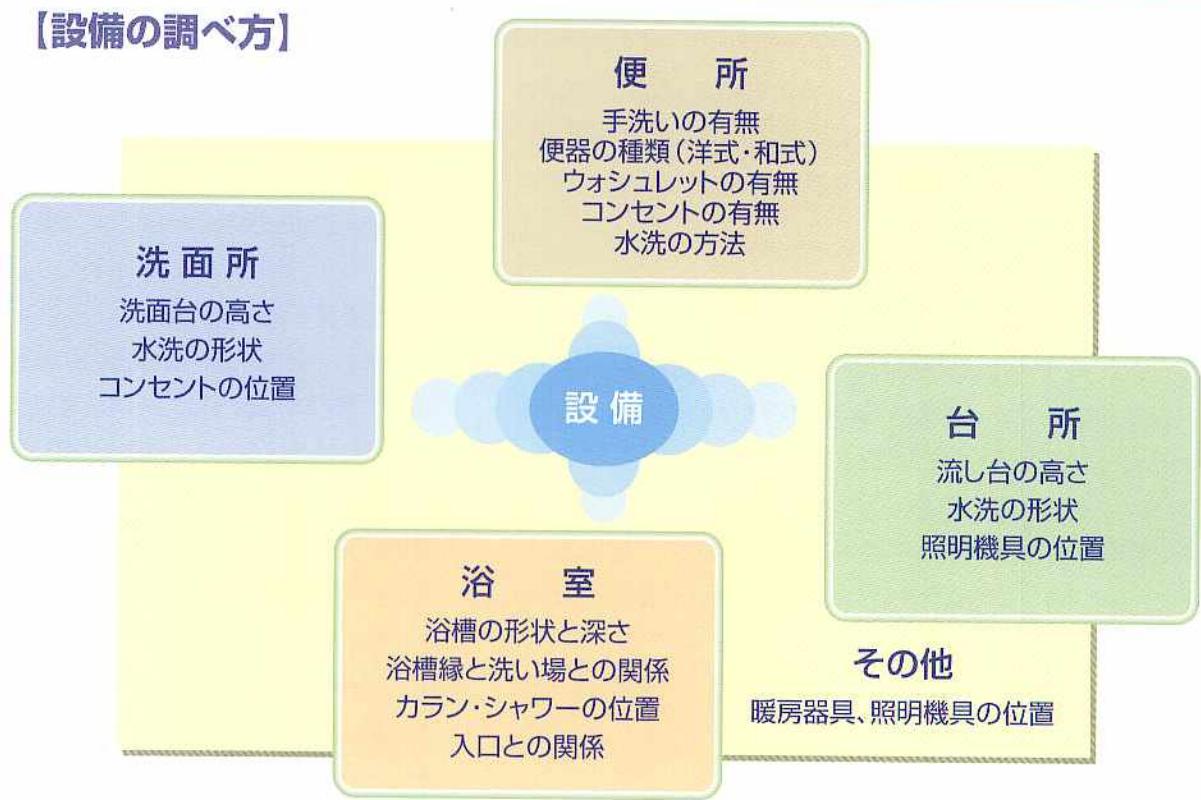
本人が使わない部屋まで不必要的改修をすることは避けましょう。

- ➡ 昼間ほぼ毎日
- ➡ 昼間週に2~3回
- ➡ 夜間のみ

動線上での段差の有無
○○cm



【設備の調べ方】



住宅改修を考える際、聞き取りだけでは「困っている状況」がわかりにくいことが多いのも事実です。

必ず、家屋の状況及び本人の動作確認をするようにしましょう。

例えば、ものの本には、「手すりは75~80cmの高さが良いでしょう」と書いてあったとしても、

実際の家屋の中で本人の動作をシミュレーションしてみると、90cmの高さの方が本人には使いやすいと言う場合もあります。

また、家屋の構造だけではなく、照明器具のスイッチの高さや形状及びトイレの水洗の位置や形状等設備についても選定する際注意を配りましょう。

⑤経済状況

もし、住宅改修をするのであれば費用負担が伴います。介護保険の枠内(20万円)で収まる場合もありますが、枠を超える場合は、どの程度の予算までを考え、誰が負担するのか等確認しておくことが大切です。特に、工事後の申請を認めている市町村では、一人暮らしの方の場合、市町村職員も交え相談する必要がある場合もあります。

⑥利用する制度

利用できる制度を把握の上、その紹介手続き方法をしっかりと説明しておくことも大切です。

⑦家の大工さん

住宅改修を実施する場合、家を建てた大工さんや家のことをよく相談する大工さんがいるか、いないかも確認しておきましょう。

(ウ) ニーズの整理

基礎情報や状況を確認したら、次はその現状と問題点を構成している要因を分析しましょう。主訴を念頭に置き、「その動作がなぜできないのか」、「その動作に変わる

方法はないのか」など阻害要因となっていることを分析します。その上で、ニーズ(解決すべき課題)を整理して、緊急性や効果等順番をつけ解決方法を考えましょう。

石川県リハビリテーションセンター

テクニカルエイド相談票

受付者

登録番号	保険種類	国保・社保・障害・老人・その他	相談年月日	年月日
氏名	女性・男性	生年月日	年月日	日生
介護認定(現住所)	() 判定日	年月日	TEL	緊急時連絡先
家族の状況				

家族構成：1 獄居 2 夫婦世帯 3 同居 4 その他

主病名	障害名	合併症	
現病歴	関係ある既往歴		
主治医	□あり □なし	医師名	病院名
受診状況	□定期受診	□来のみ	□往診(頻度)
服薬状況	□朝(内容)	□夕(内容)	□その他
医師の指示状況()	□その他		

基礎的事項

主な日常生活活動	自立	歩行	食事	排泄	如厕	入浴	更衣	移動	整容	外出	外出方法
----------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------

経済状況：主な生計者() □就労 □年金(国民・障害) □生活保護

所得階級(A・B・C・D・E・F) □ローン(月額) 円程

5 日常生活状況

1. 疲労度：J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
 2. 食事：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 3. 排泄：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 4. 入浴：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 5. 更衣：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 6. 整容：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 7. 移動：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 8. 外出：自立・監視で可能、一部介助・全介助
 9. 保育：自立・監視で可能、一部介助・全介助
- 外出方法：車椅子・車いす・歩行・車椅子・車いすへのアプローチ・段差昇降機

石川県リハビリテーションセンター

10. 徒歩：有(その内容)

11. 走営活動：有(その内容)

12. 人的交流・親戚・近所・友人・その他()

13. その他()

14. 公的サービス() □公的サービス()

□職業() □自営() □常勤() □非常勤()

□介護技術者の資格() □問題行動の看守()

□介護技術の理解() □その他の()

□介護専門職() □主に昼間() □夜間()

□精神的負担() □身体的負担()

□経済的負担() □その他の()

□介護者の状況() □健常状態()

□特定疾患() □軽度() □重度()

□精神疾患() □中等度() □高度()

□精神保健福祉手帳()

□身体障害者手帳()

□特定疾患医療券()

□精神保健福祉手帳()

TEL

□介護報酬()

□問題行動の理解()

□介護専門職()

□主に昼間()

□夜間()

□精神的負担()

□身体的負担()

□経済的負担()

□その他の()

□介護者の状況()

□問題行動の理解()

□介護専門職()

□主に昼間()

□夜間()

□精神的負担()

□身体的負担()

□経済的負担()

□その他の()

□介護報酬()

□問題行動の理解()

□介護専門職()

□主に昼間()

□夜間()

□精神的負担()

□身体的負担()

□経済的負担()

□その他の()

□介護報酬()

□問題行動の理解()

□介護専門職()

□主に昼間()

□夜間()

□精神的負担()

□身体的負担()

□経済的負担()

□その他の()

15. 家庭の観察状況：□庭が荒れている

□室内が雑然()

□その他の()

□庭が整っている

□室内が整然()

□その他の()

□現在利用している保健・福祉サービス

□機械訓練事業()

□訪問介護()

□ショートステイ()

□福祉用具貸し出し()

□車椅子()

□歩行器()

□ボーダークトライ()

□その他の()

□電動車椅子()

□ベッド()

□訪問入浴()

□通所リハ

□住宅改修()

□訪問介護()

□その他の()

2 ケアプランの立案

(工) 生活環境づくりのためのプランの立案

主訴とニーズへの対応を意識しながらプランを組み立てましょう。

プランは、立てやすいパッケージのプランではなく、「必要なプラン」にしましょう。

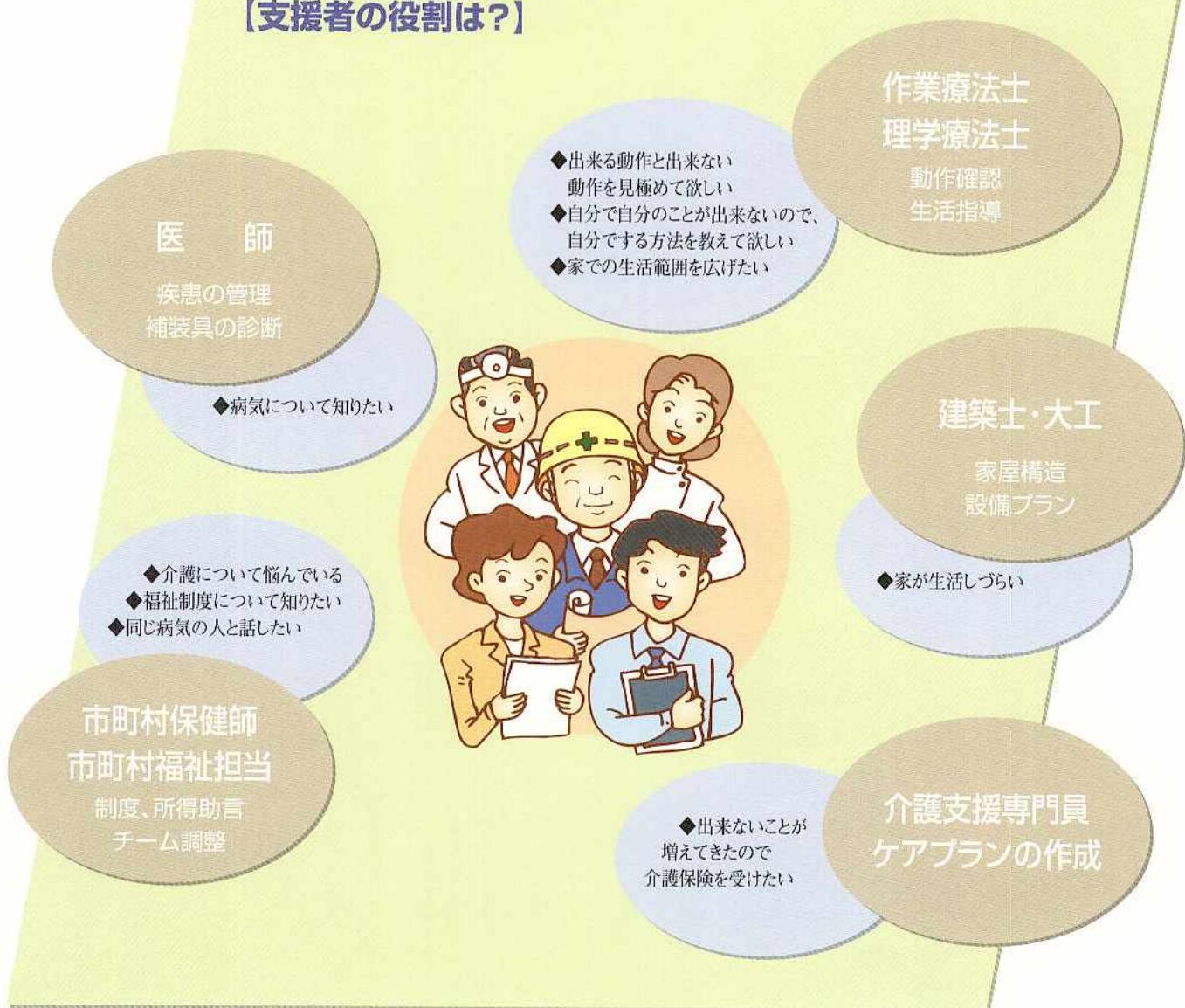
本人や家族の同意をもらいながら、短期目標（長期目標に向けて取り組み可能な計画）・長期目標（望ましい生活のあり方や状況、方向性等）を見据えてプランの達成時期（スケジュール）を設定しましょう。

プラン立案にあたり、他職種（医師・PT・OT・保健師・

市町村関係者・ヘルパー・訪問看護師・建築関係者等）との連携を密にし、積極的に意見を聞くことが必要です。初期の段階から一緒に関わってもらうことがよいでしょう。

よりよい生活環境を作るためには、一人のプランでは限界があります。他職種それぞれが担う目標を明らかにし、お互いがチームとして意見交換をしながら、専門家としての良さを発揮します。これら他職種の専門性を活かし、住宅改修・福祉用具に活用していくことが介護支援専門員の役割でもあります。

【支援者の役割は？】



(才) 支援の実施

関係機関との連携を密にし、プランの実施を行います。専門性を活かした質の高いサービスを提供しましょう。

本人や家族が口にした相談のみならず、深層に潜んでいる問題点も理解してもらうように働きかけましょう。

(力) 結果及び再評価(モニタリング)

短期目標について支援を実施し、どこまで長期目標が達成されたか評価します。実施された福祉用具の導入や住宅改修は、本人や家族にとって①便利になったか(利便性)、②効果があったか(効果性)、③取り扱いやすいか(容易性)、④安全に使用しているか(安全性)等について、訪問又は情報収集により再度評価が必要です。

各々の観点を満たしていないと、本人や家族にとって

よりよい生活環境とは言えません。もし、満たされておらず問題が生じている場合は、どの段階での問題なのかを分析し、解決することが大切です。モニタリングを通して、再度ニーズの把握を行い改善を図る等、常に評価し実行を繰り返しましょう。それにより、自らの専門性を高めるとともに、技術を深めることにつながります。



3 介護保険における福祉用具と住宅改修

1 福祉用具貸与(法7条・17項)

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の、日常生活の便宜を図るために福祉用具や機能訓練のための福祉用具を、福祉用具に関する専門的知識を持つ専門相談員(介護支援専門員)が貸し出すプランを立案します。対象は下記に示す12種目になります。

1. 福祉用具の適切な選択と使用のために相談に応じて、目録等の文書で福祉用具の機能、使用方法、

利用料等について説明し個別の用具の貸与について同意を得ます。

2. 機能、安全性、衛生状態等を点検のうえ貸し出します。
3. 利用者の身体等の状態に応じて調整を行うとともに、説明文書を交付し、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法等を指導します。
4. その後も使用状況を確認し、必要な場合は修理等を行います。

【福祉用具の貸与対象となる範囲】

種 目	機 能 又 は 構 造
① 車いす	自走用標準型車いす・普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る
② 車いす付属品	クッション・電動補助装置等で、車いすと一体的に貸与されるものに限る
③ 特殊寝台	サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付け可能なものであって次のいずれかの機能を有するもの a. 背部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能 b. 床板の高さを無段階に調整できる機能
④ 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等で特殊寝台と一体的に貸与されるものに限る
⑤ 梅そう予防用具	次のいずれかに該当するものに限る a. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット b. 水等によって減圧による体圧分散効果を持つ全身用のマット
⑥ 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く
⑦ 手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る
⑧ スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る
⑨ 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能と移動時に体重を支える構造を有するもので、次のいずれかに該当するものに限る a. 二輪・三輪・四輪のものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等有するもの b. 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
⑩ 歩行補助杖	松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ又は多点杖に限る
⑪ 痴呆性老人徘徊感知機器	痴呆性老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの
⑫ 移動用リフト (吊り具を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ身体を吊り上げた又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅改造を伴うものを除く)

2

居宅介護福祉用具購入費（法44条）

在宅の要介護者が、入浴や排泄等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を購入した時は、介護保険福祉用具購入費が償還払いで支給されます。支給額は、実際の購入費の9割相当額となり、支給限度基準額の9割を上限とします。

購入費の対象となる特定福祉用具とは、福祉用具のうち貸与になじまない性質のもので、下記に示す5種目に

なります。

また支給は、要介護者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に行われ、同一限度管理期間内は、破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種類につき、1回に限られています。限度額の管理期間は1年間です。

【福祉用具購入費の対象となる用具（特定福祉用具）】

種 目	機 能 又 は 構 造
① 腰掛便座	次のいずれかに該当するもの a, 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの b, 洋式便座の上に置いて高さを補うもの c, 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの d, ポータブルトイレ（便座・バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの）
② 特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので老人又は介護者が容易に使用し得るもの
③ 入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの a, 入浴用椅子 b, 浴槽用手すり c, 浴槽用椅子 d, 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りの補助） e, 浴室内すのこ f, 浴槽内すのこ
④ 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
⑤ 移動用リフトの吊り具	ベルト型・シート型等あり、ロー・ハイバック型がある

3 介護保険における福祉用具と住宅改修

3

居宅介護住宅改修費（法45条）

在宅の要介護者が、手すりの取付等の住宅改修を行つたときは、住宅改修費が償還払いで支給されます。支給額は、実際の住宅改修費の9割相当額となり、支給限度

基準額の9割を上限とします。

改修費の給付対象となる住宅改修とは、下記に示す6項目になります。

【住宅改修費の対象となる範囲】

種 目	機 能 又 は 構 造
① 手すりの取付	廊下・便所・浴室・玄関等に転倒予防・移動・移乗等動作に資することを目的として設置。 手すりの形状は、二段式・縦付け・横付けがある
② 床段差の解消	居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床段差等を解消するための住宅改修。 a, 敷居を低くする工事 b, スロープをつける工事 c, 浴室の床のかさ上げ工事等 ただし、昇降機・リフト・段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事や玄関外から道路までの段差解消など屋外の工事は除かれる
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	居室においては畳敷きから板製床材・ビニール系床材等への変更や浴室においては床材の滑りにくいものへの変更。
④ 引き戸などへの変更	開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に取替える扉全体の取替やドアノブの変更、戸車の設置等も含む。ただし、引き戸等扉の取替えに併せて自動ドアに取替えた場合は、自動ドアの電力部分の設置は含まない
⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合を想定。和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便座への取り替えは含むが、洋式便座である場合は、機能付加の部分は含まない。 非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える工事のうち、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まない。
⑥ 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付—手すり取付のための壁の下地補強 ②床段差解消—浴室の床の段差解消（かさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更—床材変更のための下地補修や根太の補強 ④扉の取り替え—扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取り替え—便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化・簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更

4

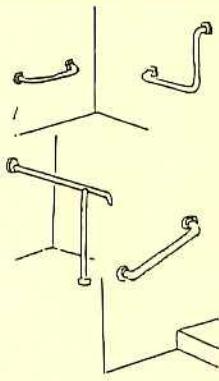
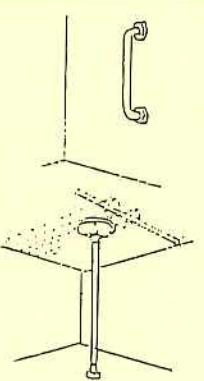
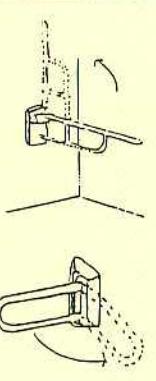
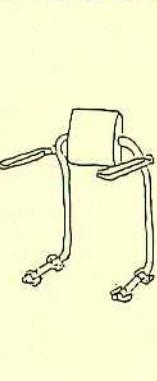
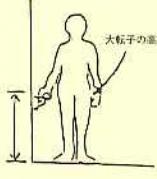
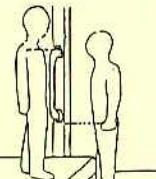
介護保険における住宅改修の流れ

区分	対象者	市町村	居宅介護支援事業者 (介護支援専門員)	住宅改修施工者
工事施行前	市町村又は居宅介護支援事業者へ日常生活での不都合を相談		対象者の身体・家屋状況確認と問題点整理 (介護支援専門員・保健師・作業療法士等)	
			改修内容検討（対象者・介護支援専門員・保健師・作業療法士・施工業者等）	
	改修プラン意見書作成をケアマネに依頼		改修プラン意見書作成	
	改修見積書作成を施工者に依頼			改修必要書類を作成し対象者へ提出 ①見積書 ②平面図 ③改修前写真
施工	改修見積書の確認			工事施工
工事完了	工事を施工者に依頼			工事完了書類作成 ①改修後写真 ②工事経費内訳書
工事費申請	改修申請関係書類を作成し市町村へ提出 ①改修費支給申請書 ②改修プラン意見書 ③承諾書 ④見積書 ⑤改修前後写真 (日付の入ったもの) ⑥領収書	工事完了検査・書類審査 (保健師・作業療法士)	改修費支給申請書作成（代行可）	住宅改修費の支給 改修後の生活状況の確認

4 住宅改修における身体動作別適合について

(1) 手すりの取り付け

目的		転倒予防用手すり				移動用手すり				移乗用手すり			
目的に対応する種類と適応		横手すり	縦手すり	可動横手すり	排泄用横手すり	横手すり	縦手すり	可動横手すり	排泄用横手すり	横手すり	縦手すり	可動横手すり	排泄用横手すり
身体動作別適合	車椅子									*	*	*	*
	歩行器									*	*	*	*
	杖・独歩	*	*			*				*	*	*	*
	昇降動作	*	*										
	またぐ動作	*	*										
	立ち上がり		*								*		
	床から		*								*		
	椅子から										*		
	姿勢保持	*								*		*	*
	立位	*								*		*	*
握力													
巧穎性													
排泄後始末										*			

手すりの形状別種類	横手すり	縦手すり	可動横手すり	排泄用横手すり
				
使い方	・前後、左右の移動補助 ・立ち上がりの補助	・段差のあるところ、立ち上がりの補助 ・排泄時、下着の脱着時の立位の補助 （手すりにもたれかかり、下着を脱着する）	・介助が必要な方等の介助スペースが確保できる	・姿勢保持、立ち上がり、移乗の補助を目的に便器を囲むように取り付けるもの ・壁面が遠い時や必要な位置に一般的な手すりが取り付けられないとき使用する
注意事項	(1) 住宅改修の手すりは、支持強度をもつ壁面（床面の場合もある）に固定するもの。木ねじ等で取り付ける簡易なものから、支持材の補強の必要なものまで含む。 (2) 手すりの太さは、個人によって適当な太さには差があるので、実際に握って確かめることが大切である。 (3) 手すりを握らす肘等を載せて移動する方法もある。その際、丸い形状より、平型の方がよく、高さは床から対象者の肘の高さを目安に設置する。 (4) 手すりの端部は、衝突や衣服の袖口を引っかけないよう壁方向に曲げ込む。			
手すりの高さの決め方	横手すりの高さの決め方 <移動動作用横手すり> 個人の腰の高さとする 	縦手すりの高さの決め方 <座位保持用横手すり> 身体の安定する高さで座った状態での少し上の高さとする 	 <段差用縦手すり> 上段で肩の高さから下段で腰の高さを含む長さ 	 <立ち上がり用縦手すり> 高さは、座った位置で頭の高さから、肘の長さを含む長さ。 縦手すりの取り付け位置は、便座の先端からおおよそ目安として肘の長さ分前方とする。 

(注) 1 手すりの種類と適応について、○は適応、△はやや適応、×は困難を示す。

2 *は身体動作から見て見守り及び身体の一部を支えてもらうなど介助が必要な者に対応すると考えられる工事

(2) 床段差の解消

工事内容	敷居を低くする	スロープを設ける	浴室の床のかさ上げ																									
段差解消の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建具と建具枠の全体を替える。 ・敷居撤去のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋と廊下にすりつけ板を取り付ける。 ・玄関と掃き出し窓にコンクリート等のスロープを取り付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の段差解消に、タイル等などで堅固に設置するかさ上げ。 																									
その特徴とポイント	<p><建具全体を替える></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具枠を取り外すと床や壁の補修、クロスの張り替えなど工事範囲は広がる傾向があり、費用がかかる。 <p><敷居の撤去のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用が比較的軽微 ・敷居を取った分は、建具の下部に部材を縫ぎ足す等の工事が必要。または、扉をつけ替える方法もあるのでその工事も検討する。 	<p><すりつけ板></p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷居の高さや出入り口の幅に合わせて図の板（すりつけ板）を取り付ける。 <p>図：すりつけ板 </p> <p><スロープ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関外にポーチ部分にある2～3段程度の段に設けるスロープや寝室などの掃き出しの窓の外に取り付けるコンクリート造のスロープを指す。 <p>スロープの勾配(車椅子の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープにする場合は、勾配を最低1/15以下とする。 <p>$a=50\text{cm}$ $b=750\text{cm}$ $a/b = 1/15$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面がタイルで仕上がっている風呂の場合は、新たにコンクリートを流し込み仕上げる。 <p>・ユニットバスの場合は、すのこを浴室の形状に合わせて作成、工事により設置する方法がある。</p>																									
注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消機など動力で段差を解消するものは認められない。 ・上がり框の段差解消のため、工事により上がり框までの間にもう一段等を設けるものは認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市販のすのこを購入し、簡易に取り付けるものは住宅改修に含まれない。このようすのこは入浴補助用具として認められる。 ・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事は対象となる。 																									
身体動作別適合	<table border="1"> <tr> <td>移動</td> <td>車椅子</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歩行器</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>杖・独歩</td> <td>*</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>昇降動作</td> <td></td> <td>*</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>またぐ動作</td> <td></td> <td>*</td> <td></td> <td>*</td> </tr> </table>	移動	車椅子	*	*	*		歩行器	*	*	*		杖・独歩	*		*	昇降動作		*	*	*	またぐ動作		*		*		
移動	車椅子	*	*	*																								
	歩行器	*	*	*																								
	杖・独歩	*		*																								
昇降動作		*	*	*																								
またぐ動作		*		*																								

4 住宅改修における身体動作別適合について

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更

工事内容	和室から洋室への変更	その他
方 法	・畳敷きから板製床材（フローリング）、ビニル系床材などへの変更	・既存のタイルを滑りにくい仕上げのタイルなどへの変更 ・スロープを滑りにくいものに変更 ・階段の上に滑りにくい材質を貼る。 ・トイレの床材を滑りにくいものに変更
その特徴とポイント	・高齢者で床座の生活が困難な者や車椅子使用者等が、ベッドおよび椅子の生活が行えるようとする住宅改修。 ・フローリングに比較し、ビニル系床材は価格が低く抑えられる。 ・床面を濡らす可能性や頻繁に床面を拭きする可能性がある場合は、ビニル系床材が適している。	・ユニットバスで床の滑り止め工事の場合は、ノンスリップのテープやマットを端部がめくれないよう注意して貼る。 ・スロープの滑り止め工事の場合は、既存のタイルを滑りにくい仕上げのタイルに変更したり、ノンスリップテープやマットを貼る方法がある。 ・階段の上にノンスリップテープやマット、じゅうたん等を貼る場合も、端部がめくれないよう注意する。 ・高齢者の場合、スリッパを履こうとして転倒する危険性がある。そこでトイレの床の場合、スリッパをはかなくてもよい床材に変更することも必要。
注意事項	・和室から洋室への変更の際、部屋と廊下の段差解消、扉のつけ替え工事も併せて検討する。	・浴室の出入り口の段差解消が必要であれば検討する。 ・ノンスリップテープやマットの購入のみ場合は対象にはならない。
身体動作別適合	車椅子	*
	移動 歩行器	*
	杖・独歩	*
	昇降動作	*
	またぐ動作	*
	立ち上がり	*
	床から椅子から	*

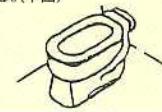
(4) 引き戸等への扉の取り替え

工事内容	開き戸を引き戸に交換	開き戸を折れ戸に交換	開き戸をアコーディオンカーテンに交換	ドアノブの変更	戸車の設置
その特徴とポイント	・開き戸は引き戸よりも開閉に際して、身体の移動が大きく、動作がしづらいので、高齢者の場合は引き戸がよい。 ・車椅子は特に引き戸の方がよい。	・引き戸のスペースがとれない場合、折れ戸を検討する。 ・折れ戸の場合引き戸より、開閉操作が難しい。	・工事は、引き戸や折れ戸に比べて簡単。 ・プライバシーを要する場所にはむかない。	・高齢者で握力、巧緻性の低下している方には丸ノブは難しい。レバー式や握り棒タイプの取っ手等への変更を検討する。	・戸車についていない戸や古くて大きい戸など、引き戸の滑りをよくして開閉を容易にするときに検討する。
注意事項	・引き戸の引き残しと実際に通れる幅（有効開口）に注意。 ・引き戸の取っ手は大きく操作し易いものにする。	・開口時の有効開口が引き戸より狭くなるので注意。	・開閉の操作が難しい。 ・たたみしきが残るため有効開口に注意。	・引き戸の場合、握り棒タイプ等の取っ手をつけることで引き残しが大きくなり、有効開口が狭くなることがあるので注意。	
身体動作別適合	車椅子	*	*	*	
	移動 歩行器	*	*	*	
	杖・独歩	*	*	*	
	姿勢保持 立位				
	握力	*		*	*
巧緻性	*			*	

(5) 洋式便器等への取り替え

工事内容	一般腰掛け便器	特殊便器
その特徴と ポイント	<ul style="list-style-type: none"> しゃがみ動作が困難な虚弱高齢者等にとって使いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者は、座面の高さに合った便器を選択するとよい。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 便器の取り替えに伴う給排水設備工事は対象とする。 (2) 工事に伴い、非水洗を水洗化や簡易水洗にした場合、その部分の経費は含まれない。 (3) 新たに和式から洋式に替えるとき、腰房便座や洗浄機能等が付加されたものに取り替えることは対象となる。ただし、既存の洋式便器に腰房便座や洗浄機能付き便座等に替えることは対象に含まれない。 (4) 洋式便器を囲むように埋め込み、長座位や臥位姿勢で利用するため、床を張った工事も対象とする（便座に床をフラットにする工事）。 (5) 便器の洗浄方法を、レバー式またはボタン式、リモコン式、自動洗浄等対象者の状態に合わせて選択することが必要 	
移動	車椅子	*
	歩行器	*
	杖・独歩	*
身体動作別適合	立ち上がり	
	床から	
	椅子から	*
	姿勢保持	
	座位	
	立位	
	握力	
	巧緻性	
	排泄後始末	*

*は身体動作が見守りから、身体の一部を支えてもらうなど介助が必要な者に必要と考えられる工事



5 事例紹介

事例 1

田舎の古い家屋で、3案の改修プランを提示し、家族がその中から選定し改修となつた

日常生活動作の自立を目指し、移動の支援、トイレの改修、段差解消により家族に頼らない排泄及び入浴動作が確立した事例

1. 基本情報

対象者:72歳、女性
疾患名:慢性関節リウマチ
身体状況:20年前発症、5年前両膝人工関節、股関節痛、手関節拘縮あり
要介護度:要支援
家族構成:夫と2人暮らし
家屋状況:持ち家・一戸建て

2. 日常生活状況(支援開始時)

起居:床からの立ち上がり困難
移動:ほぼ自立／つたい歩き、高い段が上がれないと
乗車:ほぼ自立
排泄:ほぼ自立／ポータブルトイレ使用、自宅トイレでは不可
入浴:ほぼ自立／シャワー浴のみ
整容・更衣:ほぼ自立／上肢拳上は胸まで

3. 支援の概略

(1) 問題点

最近股関節痛の悪化により転倒の危険性が生じている。またポータブルトイレの始末を夫に頼むにはきがねで、トイレでの排泄を望んでいる。膝関節痛により、浴槽のまたぎ等難しく入浴が不都合である。古い田舎の家屋で、道路・玄関・廊下・居室・台所・トイレ・風呂等段差が多くある。

(2) ケアプランの概略

転倒予防と移動補助、生活自立のために福祉用具の導入と住宅改修を立案。また、家事支援のためにヘルパーを週2回導入。

(3) 住宅改修の目的

本人の股関節・膝関節痛の緩和・転倒防止と自己能力での日常生活が可能となるように、手すりの設置・段差の解消・福祉用具の導入等により環境調整を行う。

(4) 住宅改修の内容

① 表道路と土間、居間と廊下、廊下と玄関、トイレと土間、台所と居間に段差があり、手すりの取付と床上げをする。

② 椅子中心の生活に変更し、風呂にも補助椅子を福祉用具でレンタル

③ トイレは、和式便器を洋式便器へ変更

(5) 支援チームの構成

介護支援専門員を中心として、身体機能評価をOTと保健婦が行い、福祉用具の相談のため福祉用具相談員・OT・保健婦・施工者が訪問し、福祉用具の導入と工事を工務店が実施した。

4. 福祉用具

支援前	ベッド
支援後	レンタル 手すり
購入	シャワーチェア・浴槽内椅子・ポータブルトイレ補高便座

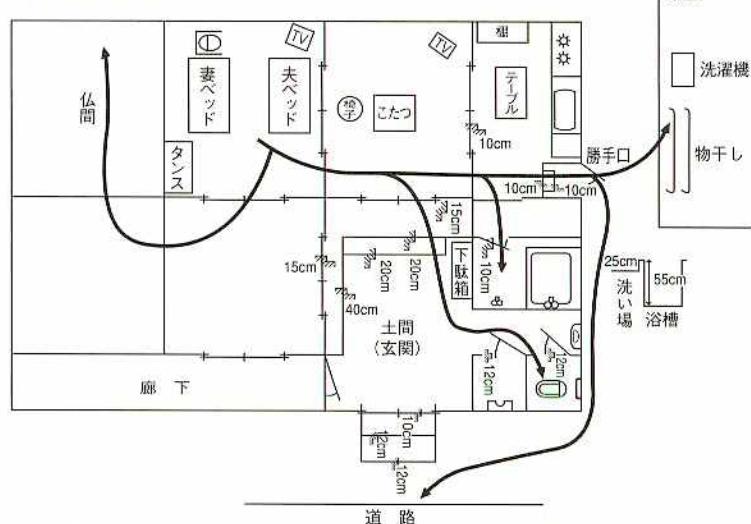
5. 改修後の生活状況

手すりにより、股関節・膝の痛みも緩和され屋内移動が安全に行えるようになった。また、土間の床上げ・洋式便座への変更により、トイレでの排泄が可能となった。風呂でも立ちしゃがみが楽になったこと、浴槽に入れるようになったこと等QOLの向上となった。

6. 残された課題

現状では残されている課題はないが、リウマチという進行性の疾患であり、今後の身体状況確認と機能評価を引き続き行い支援する必要がある。

〈家屋の現状〉



参考例

プラン1

・福祉用具と手すりの設置・土間の一部改修



プラン1
① 玄関 手すり①

プラン2

・福祉用具と手すりの設置を中心とした改修



プラン1
② 洋式便器

プラン3

・廊下の高さに合わせた土間の全面的な改修



プラン1
③ シャワーチェア

5 事例紹介

事例2

歩行障害、屋内移動の自立、家事動作の自立、段差解消、手すりの設置、扉変更による動線の確保

一人暮らしの高齢者で歩行障害があり移動が困難であったが、住宅改修を行い、室内移動兼運搬用としてワゴン車を利用することで安心して移動動作や家事が可能となった事例

1. 基本情報

対象者:78歳、女性
身体状況:歩行障害著明
要介護度:要介護1
家族構成:本人1人暮らし
家屋状況:持ち家・一戸建て

2. 日常生活状況(支援開始時)

起居:一部介助
移動:つかまり歩行で可能(監視必要時あり)
乗車:手すり利用で自立
排泄:一部介助
入浴:一部介助
整容・更衣:自立

3. 支援の概略

(1) 問題点

- ① 2年前から歩行障害が徐々に進行し、つかまり歩行などをして室内で転倒することが多くなってきたが、通路に段差があり、歩行を支援する手すりや歩行器の利用も困難な状態である。
- ② 炊事を行うが食事などを運搬することができない。

(2) ケアプランの概略

- ① デイサービスを週2回、通所介護を週2回利用しているが、一人暮らしであるため安全な日常生活が送れるようになる。
- ② 頻度の多いトイレ動作を日中も夜間も安全に行えるようにする。
- ③ 外出の意欲が高いので安心して出かけられるようになる。

(3) 住宅改修の目的

- ① 本人、家族(息子夫婦)とも安心した生活ができるよう廊下の段差解消、トイレ、台所の改修と住宅改修に積極的な意見を持っており、移動が安心して行えるようワゴン車や車いすでの利用を可能にする。
- ② 玄関までの敷地の段差解消、土間とホールに手すりを設置し、近所の友達と外出が行えるようにする。

(4) 住宅改修の内容

- ① 夜間の排泄を考え、寝室からトイレまでの動線を短くするために新設で引き戸を取り付けトイレまでの段差解消と廊下に手すりを設置した。
- ② 居間から台所やトイレへと移動ができるよう段差の解消と扉を引き戸に改修し800mmの有効開口幅を確保した。

- ③ トイレのドアを引き戸に改修し、800mmの有効開口幅を確保した。また洋式便器横にL手すりを設置した。
- ④ 玄関の上がりかまちの形状を変更し土間からホールに水平手すり(高さ800mm)を設置した。
- ⑤ 玄関から道路までの敷地内は段差を解消しスロープ(幅1300mm)に改修した。
- ⑥ 浴室は折れ戸に改修し洗い場に水平手すり(高さ800mm)を設置し脱衣場と洗い場への移動の安全性を高めた。洗い場にスツール(浴槽縁と同様の高さ400mm)を設置し浴槽側にも水平手すりを設置した。

(5) 支援チームの構成

- ① 介護支援専門員の依頼で支援を開始した。介護支援専門員、市の住宅相談担当者と推進工房スタッフ(MSW、OT、工業デザイナー)とで、ほっとあんしんの家で動作確認を行う。
- ② 介護支援専門員、工房スタッフ、施工者で本人宅の調査を行いプランを提案する。
- ③ 本人、家族がプランを決定し、住宅改修、福祉用具の購入を行う。

4. 住宅改修の費用

総額	150万
介護保険	18万
その他の公費	90万(自立支援型住宅リフォーム制度)

5. 福祉用具

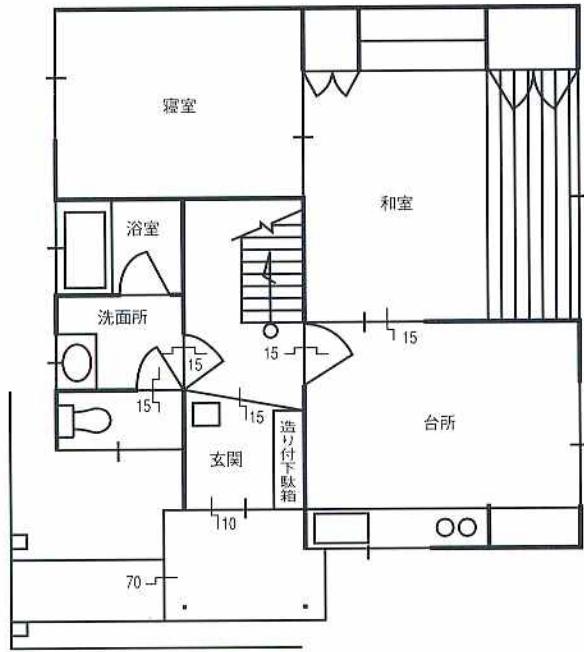
支援前	歩行器(外出用)
支援後	レンタル 車いす(外出用)
購入	ワゴン車(歩行器兼用)

6. 改修後の生活状況

- ① 屋内の移動はワゴン車を利用し安全に安心して行えるようになった。炊事も可能であり食事等の運搬も可能である。
- ② 夜間2回の排泄もトイレが近くなり楽に行えるようになった。
- ③ 外出がしやすくなり、近所の友人と出かける機会が多くなった。

7. 残された課題

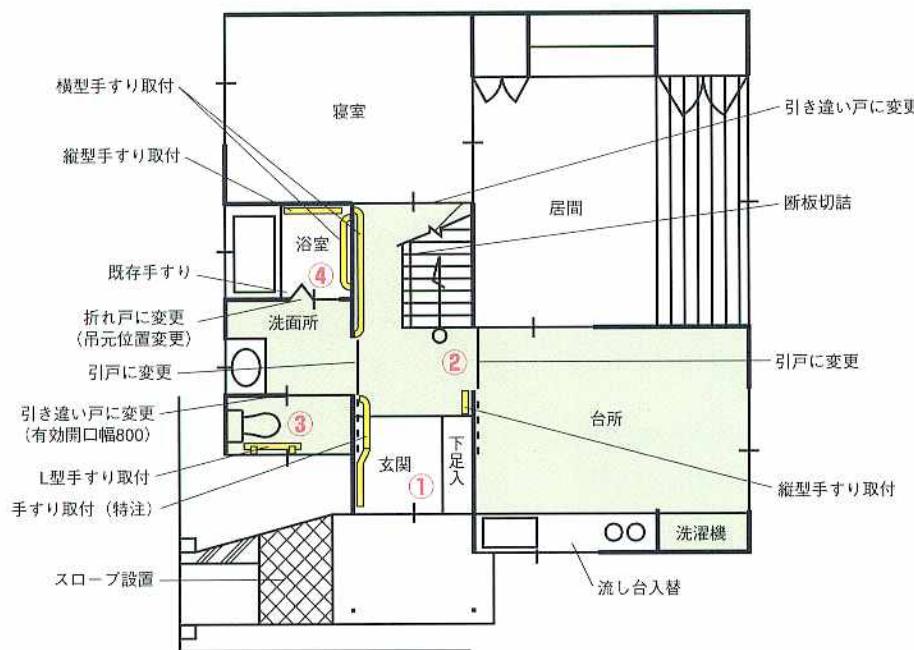
現状、ワゴン車を室内で上手に利用することで移動は自立しているが、歩行障害については病院関係者と介護支援専門員等が連携をとり経時的变化を確認しながら、生活の継続性について支援を行う必要がある。



現況平面図



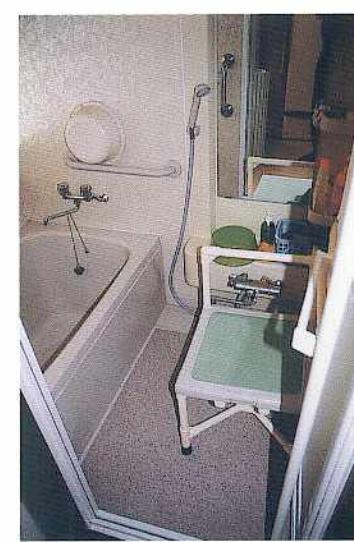
② 階段



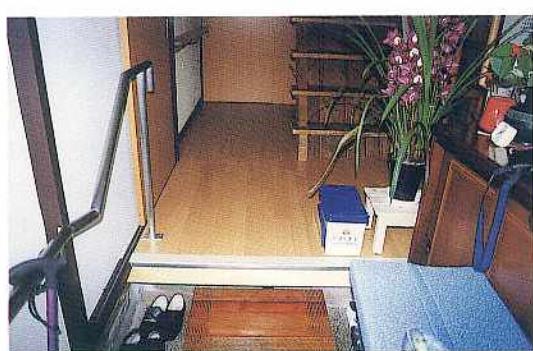
改造平面図



③ 便所



④ 浴室



① 玄関

5 事例紹介

事例3

パーキンソン病（進行性疾患）、屋内移動の自立、手すり、段差解消、トイレの改修

進行性の疾患であり調子の変動があるため、廊下の段差解消、トイレの改修をしたことで、屋内移動は安心して行えるようになり、日常生活の介助軽減がはかられた事例

1. 基本情報

対象者:74歳、男性
疾患名:パーキンソン病
身体状況:歩行障害
要介護度:要介護1
家族構成:本人、妻
家屋状況:持ち家・一戸建て

2. 日常生活状況（支援開始時）

起居:一部介助
移動:歩行にて自立（監視必要時あり）
乗車:手すり利用で自立
排泄:一部介助
入浴:一部介助
整容・更衣:一部介助
*日内変動があり、動作の緩慢さがみられる。

3. 支援の概略

（1）問題点

- ① トイレ動作が徐々に不自由になり、特に便器の立ち座りに介助が必要となることが多い。小便是男子便器もたまに利用するが、便器に接近することが不十分なため、ほとんど洋式便器を利用している。
- ② 調子の悪い日は、歩行や洋式便器の立ち座りが困難となるが、通路に段差があり、歩行を支援する手すりも全く無く移動が不安定になり、妻の介助量が多い。

（2）ケアプランの概略

- ① 妻の介助軽減、本人の機能低下防止を考え、一人でおおよその日常生活動作が安全にできるようにする。
- ② トイレ動作を中心とした屋内移動の自立をはかる。
- ③ 人的交流を目的に通所リハビリテーション等外出の機会を進める。

（3）住宅改修の目的

- ① パーキンソンの特性を考え、手すりの設置および将来的な車いす移動、介助動作も考慮した改修プランを立てる。
- ② 開口部の拡張、段差解消、男子便器と洋式便器の空間の一体化によって、車いすでの利用を可能にする。

（4）住宅改修の内容

- ① 居室・寝室からトイレまでの廊下を27mmかさ上げし、通路およびトイレの床の段差を解消した。
- ② トイレドアを3枚引き戸に改修し、880mmの有効開口

幅を確保した。

- ③ トイレ内の間仕切りを撤去し、入り口から奥にかけて水平手すり（高さ800mm）を設置した。また洋式便器横にL手すりを設置した。
- ④ 玄関土間からホールに水平手すり（高さ800mm）を設置し、土間に靴を脱着するときに腰掛けるスツール（高さ400mm）を設置した。
- ⑤ 浴室は折れ戸に改修し洗い場に水平手すり（高さ800mm）を設置し脱衣場と洗い場への移動の安全性を高めた。洗い場にスツール（浴槽縁と同等の高さ400mm）を設置し浴槽側にも水平手すりを設置した。

（5）支援チームの構成

- ① 通院している病院のソーシャルワーカーに妻が相談し病院の依頼で支援を開始した。病院のソーシャルワーカーが介護支援専門員でもあり、推進工房スタッフ（MSW、OT、工業デザイナー）とで、ほっとあんしんの家で動作確認を行う。
- ② 介護支援専門員、工房スタッフ、施工者で本人宅の調査を行いプランを提案する。
- ③ 本人、家族がプランを決定し、住宅改修、福祉用具の購入を行う。

4. 住宅改修の費用

総額	111万
介護保険	18万
その他の公費	90万（自立支援型住宅リフォーム制度）

5. 福祉用具

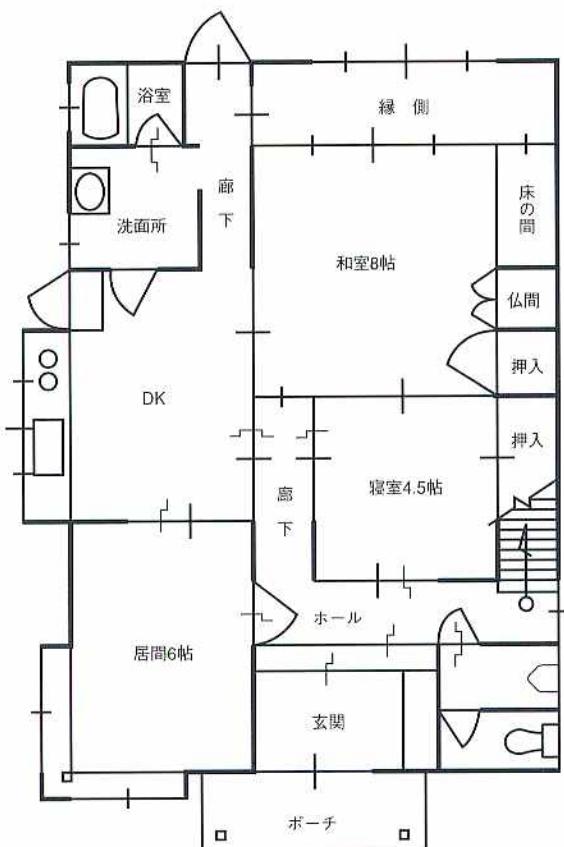
支援前	ベッド
支援後	購入 ベッド移乗手すり、シャワーチェア

6. 改修後の生活状況

- ① 屋内の移動は安全に安心して行えるようになった。調子の良い日は排泄、外出動作も自立的に可能である。また調子の悪いときでも妻の介助が楽になった。
- ② 外出がしやすくなり出かける機会が多くなった。

7. 残された課題

現時点での利用も考慮し住宅改修が行われ、介助が多く必要な場合でも妻が楽に介助できるようになったが、進行性疾患のため経時的变化に伴って、生活が継続できるよう支援が必要である。



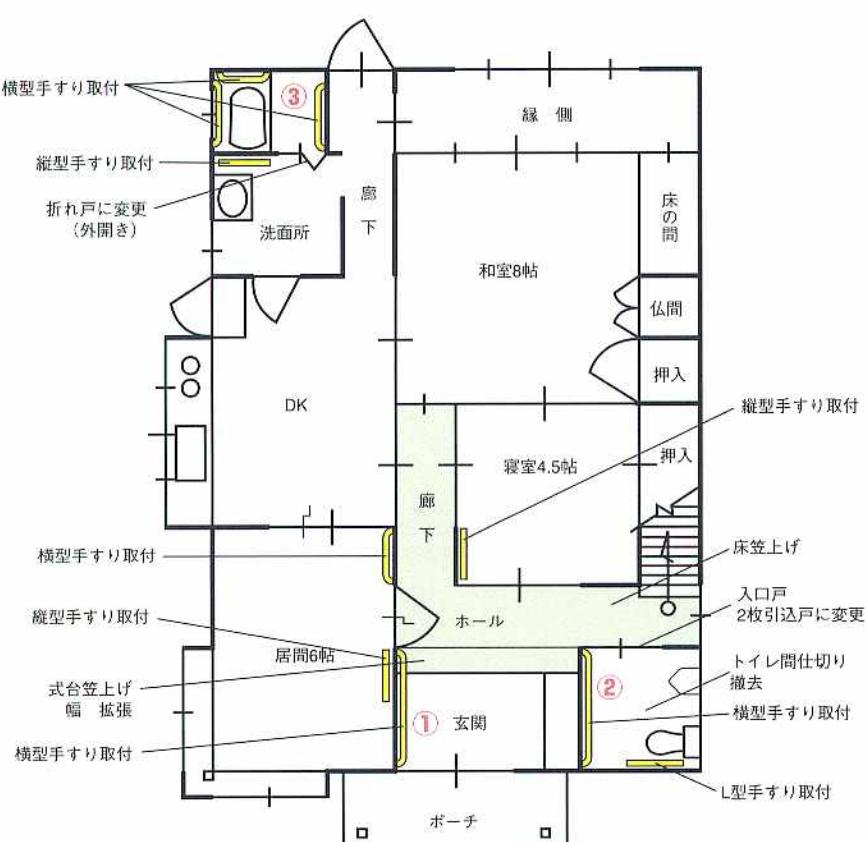
現況平面図



① 玄関



② 便所



改造除面図



③ 浴室

5 事例紹介

事例4

脳血管疾患、転倒防止、風呂

杖歩行ができる高齢の脳卒中後遺症右片麻痺に対し、日中一人暮らしとなるため、転倒骨折予防と日常生活の自立を目的に改修した事例

1. 基本情報

対象者:74歳、女性
疾患名:脳梗塞
身体状況:右片麻痺、杖歩行
移動:屋内は杖歩行にて自立
要介護度:要介護1
家族構成:長女と2人暮らし、長女は日中仕事に行って
いる。
家屋状況:持ち家・一戸建て

2. 日常生活状況(支援開始時)

起居:立ち上がりは手すり等があれば自立
移動:屋内は、杖歩行で自立。屋外は短距離であれば杖歩行、それ以外は車椅子。
移乗:自立
排泄:洋式トイレでどうにか自立
入浴:一部介助
整容・更衣:自立
摂食:左スプーンにて自立

3. 支援の概略

(1) 問題点

日中一人暮らしになることから、転ぶと危ないとの本人・家族の思いから、ベッド上での生活が主になっている。そのため、寝ていることが多く、杖で歩行できるにもかかわらず、トイレもポータブルトイレが主である。

(2) ケアプランの概略

転倒と寝たきり防止のために住宅改修をすすめる。また、機能低下防止と人的交流を目的に週2回の通所リハビリテーションをすすめた。

(3) 住宅改修の目的

本人は膝関節痛もあり、床からの立ちしゃがみは難しく、さらに椅子の高さによってはつかまるものがないと立ち上がり

にくい。歩行に不安を感じていることから、転倒防止と本人の生活範囲の拡大を目的に考える。

(4) 住宅改修の内容

移動は杖歩行であるが、十分に患側の足が挙がらないため、小さな段差につまずきやすいので、本人が利用する動線上出入り口の段差を解消する。

さらに床からの立ちしゃがみをさけるため、椅子主体の生活とする。玄関の上がり框に椅子と手すりを設け、靴の脱着及び廊下へのアプローチを容易にする。トイレでは、手すりを取り付け、洋式便器からの立ちしゃがみを容易にする。風呂では、段差解消のためこの位置、シャワーチェアと浴槽内台の設置、手すりをとりつける。

(5) 支援チームの構成

介護支援専門員を中心に、住宅改修、福祉用具の相談には本人宅へ、PT、OT、福祉用具相談員、施工者とともに訪問し、改修プランを作成、工務店が改修、福祉用具サービス事業者が福祉用具を導入した。

4. 住宅改修の費用

総額 12万

5. 福祉用具

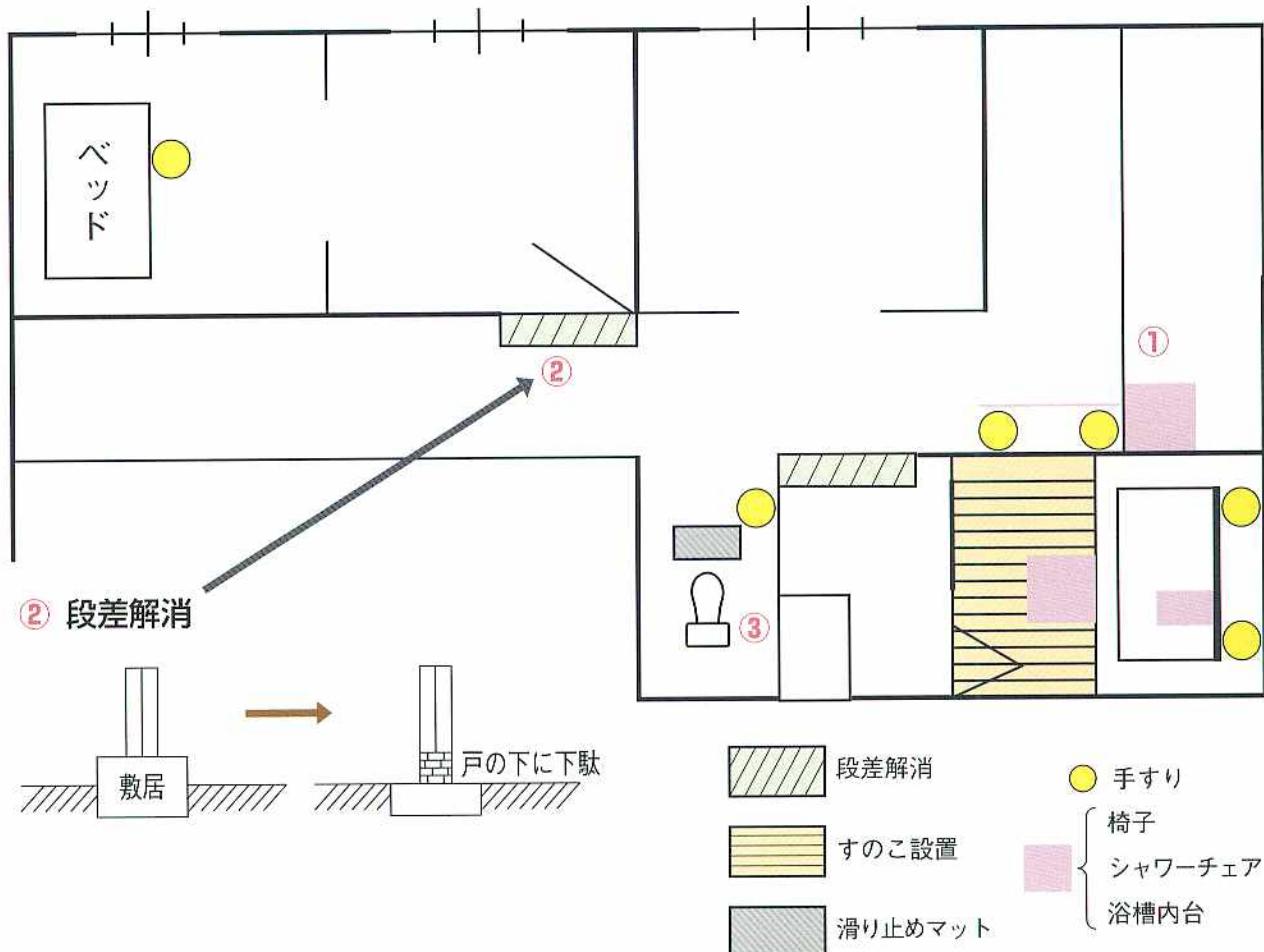
支援前	杖、電動ベッド、ポータブルトイレ
支援後	レンタルベッド棚
購入	シャワーチェア、浴槽内台
その他	すべり止めマット

6. 改修後の生活状況

ベッドの生活から、居間まで出て、トイレに行ったり、屋内程度は一人で安全に移動出来るようになった。風呂は、ほとんどの動作は一人でできるようになったが、背中を洗って欲しい等の本人の希望があるため、家族とともに入っている。通所リハビリテーションも楽しみにして週2回利用している。

7. 残された課題

現在の生活が維持できるよう、今後も引き続き支援していくことが必要である。



① 玄関



② 段差



③ 便所

参考1

自立支援型住宅リフォーム推進事業の概要

1. 目的

介護をする状態にある高齢者や身体障害者などが居宅する住宅のリフォーム(改造)に要する費用に対し助成することにより、当該高齢者及び身体障害者の在宅生活の維持向上を図ることを目的とする。(工事着工前に申請必要)

2. 対象者

- (1) 介護保険法で認定された要介護者または要支援者のいる世帯
- (2) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変(脳性マヒ等)による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方であって障害程度等級1~3級の方のいる世帯。(ただし、特殊便器を設置する場合は上肢障害2級以上の方のいる世帯)
- (3) 生活保護法の介護扶助の対象のいる世帯
ただし、この助成を既に受けた者は原則として除く

3. 補助内容

対象世帯の住宅の次に掲げる箇所の手すり、スロープ等の設置、段差解消等対象者が日常生活において直接利用する住宅の設備等を当該者に適するように、かつ在宅生活の維持向上を図るために改造工事とする。

ただし、上肢障害2級以上の方のいる世帯についての対象となる範囲は、特殊便器の取替えにかかる工事とする。

- (1) 便所
- (2) 浴室(脱衣室を含む)
- (3) 洗面所
- (4) 台所
- (5) 居室(寝室)
- (6) 玄関(玄関ポーチ、玄関から道路までの(建物と一体ではない)屋外での工事を含む)
- (7) 廊下
- (8) 階段
- (9) 特に必要と認める住宅の設備、構造等

4. 補助率及び補助限度額

階層区分	補助基準額	補助率	補助限度額
(1) 生活保護法による被保護世帯	100万円	100%	100万円
(2) 所得税非課税世帯	100万円	90%	90万円
(3) 生計中心者の所得税額が33万円以下の世帯	100万円	70%	70万円
(4) 生計中心者の所得税額が33万円超147万円以下の世帯	100万円	50%	50万円
(5) 生計中心者の所得税額が147万円超える世帯	0万円	0%	0万円

5. お問い合わせ先

対象者の方の居住する市町村福祉担当課まで

対象者、工事内容、補助限度額、助成額は市町村により異なることがあります。

参考2 石川県バリアフリー住宅リフォーム資金融資制度の概要

1. 目的

既存住宅をバリアフリー住宅にリフォームしようとする者に対し、工事に必要な経費を貸し付けることにより、あらゆる居住者が鐘愛にわたって安全かつ快適に使用できる住宅の整備を促進することを目的とする。(工事着工2週間前までに申請が必要であるが、事前に下記の認定申込先へ相談することが必要である。)

2. 対象者

県内に居住する方で、3に該当する住宅のバリアフリー工事を行う方。現に高齢者や障害のある方がいない世帯も対象とする。

3. 対象工事

既存住宅をバリアフリー住宅にリフォームするための工事であって、次のいずれかに該当するものとして、知事が認定した工事。

(1) 工事対象

区分	工事箇所	工事内容
屋内	〈居住空間〉 居間、居室、サンルーム 〈移動空間〉 玄関（ポーチ、ホール）、廊下、階段 〈その他〉 便所、浴室、洗面所、台所、食事室、バルコニー	・段差解消 ・手すりの設置又は設置準備 ・車いすなどが通行できる有効幅員の確保 ・滑りにくく段差などを識別しやすい床材等の使用 ・フラットライトなどの照明器具の設置 ・高齢者や障害者が安全かつ快適に使用できる設備機器の設置 ・その他必要と認められるもの
屋外	敷地内通路	
その他必要と認められる工事		

(2) 移動用設備工事

段差解消機、段差昇降機、天井走行リフトなど移動用機器の設置（準備）に係る工事

(3) 増築工事

便所、浴室、洗面所、居室、サンルームの増築であって、バリアフリー対応の工事

4. 融資条件

- ① 融資利率 2.00%以内（平成14年3月1日現在。市場金利の動向等により変化する場合あり。）
- ② 融資機関 10年以内
- ③ 融資限度 700万円
- ④ 担保 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑥ 償還方法 原則として、元金均等月賦償還

5. 取扱金融機関

北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、石川県労働金庫

6. 認定申込先

石川県健康福祉部厚生政策課（バリアフリー社会推進係）

TEL076-223-9124 FAX076-223-9475

介護支援専門員のための生活環境づくり
—住宅改修・福祉用具の選定—

発行 平成14年3月
石川県リハビリテーションセンター

〒920-0353 石川県金沢市赤土町ニ13-1
TEL 076(266)2866
FAX 076(266)2864



介護支援専門員のための
生活環境づくり
—住宅改修・福祉用具の選定—